

### ○甲賀町地域総合センターの設置等に関する条例

（平成13年3月22日）  
（条例第8号）

甲賀町地域総合センターの設置等に関する条例をここに公布する。

甲賀町地域総合センターの設置等に関する条例  
（設置）

第1条 大久保教育集会所、大原中教育集会所、相模教育集会所及び上野教育集会所を総合して、甲賀町地域総合センター（以下「総合センター」という。）として位置づけ、生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉法第2条第3項に規定する事業及び国民的課題としての人権・同和問題解決のための総合的な事業を推進するとともに、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれた施設として運営し、もって地域住民の生活的・社会的、経済的、文化的水準の向上を図り、人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的とし設置する。

（名称及び位置）

第2条 総合センターの名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
大久保教育集会所	甲賀町大字大久保614番地の14
大原中教育集会所	甲賀町大字大原中1122番地の2
相模教育集会所	甲賀町大字相模165番地の1
上野教育集会所	甲賀町大字上野1442番地の2

（事務所の位置）

第3条 総合センターの事務所は、相模教育集会所とし、甲賀町立中央児童館及び甲賀町老人憩いの家相模荘を併設する。

（事業）

第4条 総合センターは、次に掲げる事業を行う。

- 1) 人権・同和対策の連絡調整に関すること。
- 2) 相談事業に関すること。

- 3) 自主的活動の育成指導に関すること。
- 4) 教育、文化の向上及び啓発に関すること。
- 5) 社会福祉の増進及び保健衛生の向上に関すること。
- 6) 人権・同和対策の推進に関すること。

（職員）

第5条 総合センターに次の職員を置く。

- 1) 総合センター長
- 2) 指導職員及びその他の職員
- 3) 児童厚生員

2 教育集会所に所長を置く。

3 指導職員は、社会福祉主事若しくは、社会教育主事の資格を有する者、又は、総合センターの職務及び同和問題に理解と経験を有する者でなければならない。

（使用料）

第6条 施設の使用料は、無料とする。ただし第4条に掲げる事業以外に総合センターを使用しようとする者は、使用料を納付しなければならない。

2 総合センターの使用料の額及び納付の方法等は、甲賀町使用料徴収条例（昭和40年甲賀町条例第23号）の定めるところによる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（甲賀町立教育集会所設置に関する条例の廃止）

2 甲賀町立教育集会所設置に関する条例（昭和49年甲賀町条例第47号）は、廃止する。

D 〔甲賀町七八〕 一六七九ノ九

D 〔甲賀町七八〕 一六七九ノ八